

改正案	現行
<p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のロの注1の厚生労働大臣が定める者 未期の悪性腫瘍の者</p> <p>六 (略)</p> <p>七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注イの厚生労働大臣が定める特別食 (略)</p> <p>八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者 難病等を有する中重度者又は未期の悪性腫瘍の者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</p> <p>九 (略)</p> <p>十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有し行われる入浴介助</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注の厚生労働大臣が定める特別食 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 イ 通所介護入浴介助加算 ロ 該当しない入浴介助(入浴中の利用者の観察であつて、必要に応じ当該利用者に対して介助を行うために行われるものを含む。)</p>
<p>十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 第九号に規定する利用者</p> <p>十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 第十号に規定する入浴介助</p>	<p>九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 第七号に規定する利用者</p> <p>十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 第八号イに規定する入浴介助 ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 第八号ロに規定する入浴介助</p> <p>十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注8の厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 イ 身体の機能障害がある状態その他活動制限がある状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる</p> <p>ロ 通所介護特別入浴介助加算 次のいずれにも該当する入浴介助 (1) 利用者一人に対して、入浴介助を行う者が一人以上必要である入浴介助 (2) 寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であつて、一回の入浴に利用者一人が入浴するものを使用して行われる入浴介助(一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。)</p>

状態

ロ 廃用症候群により生活機能が低下している状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる状態

ハ イ又はロに準ずる状態

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ及びロの注4の厚生労働大臣が定める者

短期入所生活介護を利用する期間中において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二百二十七条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注5、ロの注6、ハの注4、ニの注3及びホの注3の厚生労働大臣が定める者

短期入所療養介護を利用する期間中において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第四百十五第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室等の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
介護を行う者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注2、ロの注2、ハの注2、ニの注2の厚生労働大臣が定める利用者
難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービス提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注、ニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者
第十四号に規定する者

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療
イ (略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に歩行が困難な者

- (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
(一) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

- (二) 日常的に起きあがり困難な者
(一) 日常的に寝返りが困難な者

- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
(4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者

イ 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障があ

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療
イ (略)

る者

(四) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

イ 日常的に立ち上がりが困難な者

ロ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

コ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

ロ 平成十八年三月三十一日までに厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）第一項に規定する車いす、第二項に規定する車いす付属品、第三項に規定する特殊寝台、第四項に規定する特殊寝台付属品、第五項に規定する床ずれ防止用具、第六項に規定する体位変換器、第十一項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第十二項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）（以下「対象外種目」という。）に係る指定福祉用具貸与を受けていた者であつて、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

二十 指定地域密着型サービスに要する費用の額に關する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者
第二号に規定する者

二十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

二十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助
第十号に規定する入浴介助

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費の注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等
視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費の注10の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員
次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

- イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
- ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者
- ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費注12の厚生労働大臣が定める者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する期間中に、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第百三十六条第三項第二号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のル注の厚生労働大臣が定める療養食
第十三号に規定する療養食

二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のヲ注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者
イ 看取り介護加算(イ)を算定すべき入所者

(1) 次の(イ)から(ウ)までのいずれにも適合している入所者
(イ) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること。

(ロ) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

(ハ) 医師、看護師、介護職員等が共同して、随時(少なくとも)一週につき一回以上、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながら、介護が行われていること。

(2) 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡したもの
ロ 看取り介護加算(ロ)を算定すべき入所者

(1) イの(1)に該当する入所者
(2) 入所していた施設以外の介護保険施設又は医療機関において死亡したもの

(3) 入所していた施設以外の介護保険施設又は医療機関に入所又は入院等した後も、当該入所者又は入院患者の家族に対する指導や当該介護保険施設又は医療機関に対する情報提供等が行われているもの

二十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のカ注の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる要件を満たす者
イ 在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間については、三月を限度とする。)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。

ロ 要介護三から要介護五までの者であること。

二十九 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第二十三号に規定する視覚障害者等

三十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員

第二十四号に規定する障害者生活支援員

三十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める者

(略)

十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注6の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者
イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者
ハ 知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十九条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者

十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8の厚生労働大臣が定める者

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者
イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

三十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

三十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者

第二十七号に規定する利用者

三十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める者

第二十八号に規定する者

三十五 指定施設サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

次のイからニまでのいずれにも適合している場合

イ 入所者の摂食機能が造影撮影又は内視鏡検査により適切に評価されていること

ロ 入所者に嚥下が発生した場合の管理体制が整備されていること

ハ 経口による食事の摂取を進めるための適切な措置が講じられていること

ニ イからハまでについて医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること

二十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十二 指定施設サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注5の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのホの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十二号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

二十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのチの注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

第二十号の規定を準用する。

二十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのルの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

二十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイの注9、ロの注9及びハの注6の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(7)の注1及び注2、ロ(7)の注1及び注2並びにハ(7)の注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号中「入居者」と

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

あるのは、「入院患者」と読み替えるものとする。
二十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(8)の注、ロ(8)の注及びハ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
四十 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める場合

イ 初回加算(1)を算定すべき場合

次のいずれかに該当している場合

(1) 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

(2) 要介護状態区分が二段階以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

ロ 初回加算(II)を算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は介護保険施設への入所期間が三十日を超える場合であつて、退院又は退所(指定介護福祉施設における在宅・人所相互利用加算又は介護老人保健施設における試行的退所サービス費を算定している場合を除く。)に当たつて、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行つており、かつ、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設から利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行つた場合(同一の利用者について、六月以内に算定している場合を除く。)

四十一 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平

成十八年厚生労働省告示第 号)別表指定介護予防サービス介護給

付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)(の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

四十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等

第三号に規定する疾病等

四十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態

第四号に規定する状態

四十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のロの注1の厚生労働大臣が定める者

第五号に規定する者

四十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のロの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

第六号に規定する特別な薬剤

四十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注イの厚生労働大臣が定める特別な食

第七号に規定する特別な食

四十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハの注の厚生労働大臣が定める期間

当該加算を算定する年度の前年の一月から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護のハ、ニ及びホ

に掲げる施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年
においては、届出の日から同年十二月までの期間)

四十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のホの注の厚生労働大臣が定める期間

前号に規定する期間

四十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のニの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注、ホ(5)の注の厚生労働
大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療
養介護費のイ(5)ロ(5)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、
手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射
線治療

五十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸
与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第十九号に規定する者

五十三 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に關す
る基準(平成十八年厚生労働省告示第 号)別表指定地域密着型介護
予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型介護予防サー

ビス介護給付費単位数表」という。)の介護予防認知症対応型通所介護
費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

五十四 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防
認知症対応型通所介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する
入浴介助

第十号に規定する入浴介助

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇五（略）</p> <p>六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの</p>	<p>一〇五（略）</p> <p>六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの</p>

改正案	現行
<p>一 訪問介護費に係る特定事業所加算の基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合する場合</p> <p>(1) 当該指定訪問介護事業所のすべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は予定していること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準に従い、訪問介護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(二) 指定訪問介護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。</p> <p>(3) 当該指定訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉上の占める割合が百分の三十以上であること。</p>	

<p>の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等のうち訪問介護員に関する省令（平成十二年厚生省令第二十三号）第一条第四項に規定する三級課程の訪問介護員がないこと。</p> <p>(6) 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が五年以上の実務経験を有する介護福祉上であること。</p> <p>(7) 屈出口が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五である者の占める割合百分の二十以上であること。</p> <p>ロ 特定事業所加算(五) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合する場合</p> <p>ハ 特定事業所加算(五) イの(1)から(3)まで及びイの(7)に掲げる基準のいずれにも適合する場合</p> <p>(略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 訪問看護費に係るターミナルケア加算の基準</p> <p>イ ターミナルケアを受ける利用者のために二十四時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。</p> <p>ロ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>四 通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養マネジメント加算の</p>	<p>(略)</p>
--	------------

基準

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号、

以下「通所介護費等算定方法」という。）第三号、第四号、第六号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）並びに第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

五、通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準
通所介護費等算定方法第三号、第四号及び第六号並びに第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護老人福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における栄養管理体制加算の基準
通所介護費等算定方法第三号、第四号、第七号、第八号及び第九号（看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る

部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

七、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基準
通所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）並びに第十六号及び第十七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

八、短期入所生活介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準
イ 他の指定短期入所生活介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備して

くること。

二、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける療養食加算の基準
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号、

以下「通所介護費等算定方法」という。）第三号、第四号、第七号、第八号及び第九号（看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

九 (略)

十 短期人所療養介護費における緊急短期人所ネットワーク加算の基準第八号の規定を準用する。

十一 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準第百三十七条第五項の基準に適合していないこと。

十二 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号(看護職員の数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号において同じ。)に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十三 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十四 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準
イ 通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号(看護職員の数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期人所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の員数に係る部分を除く。)に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。

ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。

ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がなされていること。

ホ ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して実施するための体制が整備されていること。

十五 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ 算定期が属する月の前六ヶ月間において当該施設から退所した者(在宅・人所相互利用加算を算定しているものを除く。)(イ及びロにおいて「退所者」という。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅

三 (略)

において介護を受けることとなったもの（入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の二十を超えていること。

ロ 退所者の退所した日から三十日以内に居室を訪問し、又は指定居室介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

十六 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中に介護支援専門員と入所が予定される地域密着型介護福祉施設又は介護福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上、介護に関する日標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して、当該日標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

四 認知症対応型共同生活介護費に係る夜間ケア加算の基準

イ 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従事者に夜間及び深夜の勤務（指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居室サービス基準」という。）第百五十七条第一項に定める夜間及び深夜の勤務をいう。）を行わせていること。

ロ 指定居室サービス基準第百五十七条に定める介護従業者の員数を置いていること。

ハ 指定居室サービス基準第百六十四条に定める認知症対応型共同生活介護計画を作成していること。

二 指定居室サービス基準第百六十三条第七項の規定に従い、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行った日から起算して一年以内であり、かつ、外部の者による評価を受けた日から起算して一年以内であること。

ホ 指定居室サービス基準第百六十三条第七項の規定に従い、自ら行った指定認知症対応型共同生活介護の質の評価の結果及び外部の者による評価の結果を利用者（利用申込者を含む。）及びその家族に対して開示していること。

五 居宅介護支援費に係る減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。）に定める規定を遵守していること。

十七 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

イ 正当な理由なく、一月に一回、利用者の居室を訪問し、利用者に面接していないこと。

ロ 居宅サービス計画を新規に作成するに当たって並びに法第二十八条第二項に基づく要介護更新認定及び法第二十九条第一項に基づく要介護状態区分の変更の認定の際に、正当な理由なく、サービス担当者会議を開催していないこと。また、居宅サービス計画の作成（新規に作成する場合を除く。）に当たって、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会を行っていないこと。

ハ 居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族等に対して説

明し、文書により利用者等の同意を得て、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していないこと。

三 居宅サービス計画の実施状況を把握した後、その結果を一月間以上記録していないこと。

十八 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の九十を超えていること。ただし、当該指定居宅介護支援事業所における居宅サービス計画の作成数が以上である場合はこの限りでない。

十九 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、指定居宅支援事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行うことができる者を配置している場合においては、この限りでない。

ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を三名以上配置していること。

ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。

ニ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ホ 届出日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三から要介護五までである者が百分の六十以上であること。

ること。

へ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

ト 地域包括支援センターから支援が困難な事例を照会された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供指定していること。また、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

チ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の注三又は注五に掲げる減算の適用を受けていないこと。

リ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一名当たり二十五名以内であり、かつ、介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと。

二十 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護老人福祉施設的人员、設備及び運営に関する基準第十一条第五項（同上第四項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）に違反していないこと。

六 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号、第八号及び第九号（看護職員）の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める

二十一 介護保健施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準
指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
第十三条第五項（同条第四項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）
に違反していないこと。

二十二 介護保健施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準
第十五号の規定を準用する。この場合において、第十五号イ中「百分の
二十」とあるのは「百分の五十」とする。

二十三 介護療養施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準
指定介護療養型施設の人員、設備及び運営に関する基準第十四条第五
項（同条第四項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）に違反してい
ないこと。

二十四 介護療養施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、第十五号イ中「百分
の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二十五 介護予防訪問看護費に係る緊急時介護予防訪問看護加算の基準
第二号に規定する基準

二十六 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費にお
ける運動器機能向上加算の基準
通所介護費等算定方法第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれ
にも該当しないこと。

二十七 介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介
護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準
通所介護費等算定方法第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基
準のいずれにも該当しないこと。

二十八 介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介
護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準
通所介護費等算定方法第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基
準のいずれにも該当しないこと。

二十九 介護予防通所介護費における事業所評価加算の基準

イ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成
十八年厚生労働省告示第 号）別表指定介護予防サービス介護給
付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」と
いう。）の介護予防通所介護費のハの注ホ、ニの注ホ及びビの注ホに
掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器
機能向上サービス（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護

地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計
画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く
。次号において同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

七 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サー
ビスにおける経口移行加算の基準

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基
準並びに通所介護費等の算定方法第七号、第八号及び第九号に規定する
基準のいずれにも該当しないこと。

八 介護保健施設サービスにおけるリハビリテーション機能強化加算の基
準
第三号の規定を準用する。

予防通所介護費のハの注に規定する運動器機能向上サービスをいう。
イ、栄養改善サービス（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のニの注に規定する栄養改善サービスをいう。）
又は口腔機能向上サービス（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のホの注に規定する口腔機能向上サービスをいう。）（以下「選択的サービス」という。）を行つていること。
ロ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所の利用実人員数が十名以上であること。

ハ 次の(2)を(1)で除して二を超えること。

(1) 評価対象期間において、当該指定介護予防通所介護事業所の提供する選択的サービスを三月以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第三十三條第一項に基づく要支援更新認定又は法第三十三條の二第一項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の數に、要支援状態区分の変更の程度に応じて次に定める数を乗じた数を加えたもの

イ 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支

援更新認定等前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたもの 五

ロ 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等において非該当と判定されたもの 十

三十 介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準前号の規定を準用する。

三十一 介護老人保健施設における介護予防短期人所療養介護費に係るリハビリテーション機能強化加算の基準

第九号に規定する基準